

判決年月日	平成24年3月8日	担当 部	知的財産高等裁判所 第3部
事件番号	平成23年（行ケ）第10406号		
○ 拒絶査定不服審判手続において、拒絶理由通知に対する意見書提出期間経過前に審決をした点に手続違背があるとして、請求不成立とした審決が取り消された事例			

（関連条文）特許法159条2項，50条

発明の名称を「水／アルコールを基礎とするフルオロアルキル官能性オルガノポリシロキサン含有組成物，その製造方法および使用法」とする発明について，拒絶査定がなされたため，原告は，拒絶査定不服審判を請求し，さらに，明細書を変更する旨の手続補正を行ったところ，拒絶理由通知がなされ，意見書提出の期間が通知書発送の日から3か月以内（平成23年6月30日まで）と指定された。そこで，原告は3か月の期間延長を請求し，これが許可されたにも関わらず，同年7月25日付けで審理終結通知が，同年8月9日付けで請求不成立の審決がなされた。本判決は，審決は実質的に意見書提出の機会を付与することなくなされたものであり，手続違背の違法があるとして，審決を取り消した。